

<各障がい者手帳等について>

「障がいを有する方」とは、身体に障がいを有する方（身体障がい者）、知能の発達に障がいを有する方（知的障がい者）、精神に障がいを有する方（精神障がい者）を指します。

身 体 障 が い

【身体障がい者とは】

視覚、聴覚、音声、言語、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう直腸、小腸または免疫の機能に障がいを有する方で、身体障害者手帳を所持している人を指します。

【身体障害者手帳とは】

身体障がい者（児）が各種の支援を受けるために必要な手帳として、次の種類の障がいを有する方に交付されます。

《障がいの程度》

手帳の等級には1級～6級があり、同じ等級の障がいが2つ以上ある場合には、手帳は1級上の級になります。また、肢体不自由7級では手帳は交付されません。

障がい区分	等級
視覚障がい	1級～6級
聴覚障がい	2級～4級・6級
平衡機能障がい	3級・5級
音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい	3級・4級
肢体不自由 (上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1級～7級
肢体不自由（体幹）	1級～3級・5級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫の機能障がい	1級・3級・4級

知 的 障 が い

【知的障がい者とは】

知的障害者福祉法には定義づけられていませんが、発育期間中から続く知的発育の緩慢的な状態（または、知能の水準以下の状態）にあり、社会適応障がいを伴う方を指します。

【療育手帳とは】

知的障がい者（児）が一貫した指導・相談や各種の支援を受けやすくするため、知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障がいと判定された方に対し、島根県より独自に交付されます。手帳内「次の判定年月日」の3カ月前から更新申請ができます。なお、市からは更新のご案内を行っておりませんので、ご承知おきください。

《障がいの程度》

知能判定値・社会性・基本的生活など年齢に応じて障がいの程度を総合判定するもので、A（重度）・B（その他）に区分されます。

精 神 障 が い

【精神障がい者とは】

精神疾患（発達障がいを含む）を有する方を指します。

【精神障害者保健福祉手帳とは】

精神障がい者が一貫した指導・相談や各種の支援を受けやすくするため、島根県で判定・交付を行います。有効期間は2年間です。有効期限の3カ月前から更新申請ができます。なお、市からは更新のご案内を行っておりませんので、ご承知おきください。

《障がいの程度》

等級は1級～3級まであり、1級（重度）、2級（中度）、3級（軽度）に区分されます。

<手帳交付の流れ>

各種障がい者手帳の申請・変更・更新等は、市障がい者福祉課が窓口となります。

身体障害者手帳

- ①市障がい者福祉課で所定の診断書用紙を受け取る
 - ②指定医師の診断を受け、医師が診断書を作成（指定医師は、窓口でお尋ねください。）
 - ③市障がい者福祉課で申請手続きを行う
 - ④県で書類審査のうえ、市障がい者福祉課より決定を通知
 - ⑤市障がい者福祉課で手帳を受け取る（受け取りの際は、印鑑と身分証明書が必要です。）
- ※ 上記 ③申請 ~ ④決定までは、通常2カ月程度かかりますが、審査内容によっては、2カ月以上かかることもあります。
- ※ 審査の結果、等級が下がる事や非該当になることもあります。

精神障害者保健福祉手帳

- ①市障がい者福祉課で所定の診断書用紙を受け取る
 - ②医師の診断を受け、医師が診断書を作成
 - ③市障がい者福祉課で申請手続きを行う
 - ④県で書類審査のうえ、市障がい者福祉課より決定を通知
 - ⑤市障がい者福祉課で手帳交付または手帳書き換え（印鑑と身分証明書が必要です。）
- ※ 上記 ③申請 ~ ④決定までは、通常2カ月程度かかりますが、審査内容によっては、2カ月以上かかることもあります。
- ※ 審査の結果、等級が下がる事や非該当になることもあります。

療育手帳

- ①市障がい者福祉課で申請手続きを行う
 - ②島根県立心と体の相談センター（18歳以上の再判定の方）、益田児童相談所（18歳未満の方及び18歳以上の新規申請者）に判定予約の連絡をする
 - ③判定を受ける
 - ④県で書類審査のうえ、市障がい者福祉課より決定を通知
 - ⑤市障がい者福祉課で手帳を受け取る（受け取りの際は、印鑑と身分証明書が必要です。）
- ※ 上記 ①申請 ~ ④決定までは、通常2カ月程度かかりますが、審査内容によっては、2カ月以上かかることもあります。
- ※ 審査の結果、等級が下がる事や非該当になることもあります。

<障がいに関する各種制度・事業>

税制上の優遇措置について

事 項	内 容	申 請 窓 口
住民税	本人が障がい者の場合、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者のとき、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者で、本人、その配偶者または本人と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としているときは、障害者控除が所得金額から差し引かれます。	市税務課 ☎：31-0609
所得税	本人が障がい者の場合や、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者のとき、同一生計配偶者または扶養親族が障害者で、本人、その配偶者または本人と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としているときは、障害者控除が所得金額から差し引かれます。	市税務課 ☎：31-0609 税務署 ☎：22-0444
相続税	相続人が障がい者であるときは、障害者控除が相続税額から差し引かれます。	
心身障害者不要共済制度に基づく給付金の非課税	地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除きます。）については、所得税はかかりません。この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。	税務署 ☎：22-0444
特定障害者に対する贈与税の非課税	特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。	
少額貯蓄の利子等の非課税	身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方（妻）および児童扶養手当を受けている方（児童の母）が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。 ※マル優、特別マル優を利用するには、最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに関係書類を提示して確認を受ける必要があります。	各金融機関

《上記記載内容について》 国税庁のホームページから一部抜粋して掲載しています。

※詳しくは、各申請窓口へお問合せください。

※ストマ用装具は医療費控除の対象です。詳しくは税務署へお問合せください。

自動車税種別割・自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免

対象者	障がい区分	本人運転		同一生計者運転	
		視覚障がい	1～3級、4級の1		
聴覚障がい	2級、3級				
平衡機能障がい	3級				
音声機能障がい	喉頭摘出3級	該当なし			
上肢不自由	1級、2級				
下肢不自由	1～6級	1～3級			
体幹機能障がい	1～3級、5級	1～3級			
上肢運動機能障がい	1級、2級（上肢のみは除く）				
移動運動機能障がい	1～6級	1～3級 （下肢のみは除く）			
心臓機能障がい	1～4級				
じん臓機能障がい	1～4級				
呼吸器機能障がい	1～4級				
ぼうこう・直腸機能障がい	1～4級				
小腸機能障がい	1～4級				
肝臓機能障がい	1～4級				
免疫機能障がい	1～3級				
療育手帳	A判定				
精神障害者 保健福祉手帳	1級				
事業内容	自動車税種別割や自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免を行うもの				
申請手順 （窓口）	<p>減免申請書等を関係機関に提出する。（必要なもの：手帳、車検証、運転免許証）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車税種別割 西部県民センター 益田事務所：☎31-9516 ●自動車税環境性能割 東部県民センター 自動車税管理課：☎0852-37-0341 ●軽自動車税種別割 市税務課：☎31-0609 Fax23-3929 <p>※減免を受けようとする自動車の登録時期やその税金の課税時期などにより、申請期限が異なります。関係機関にお問合せください。</p>				

交通費割引一覧

旅客鉄道 (JR) 株式会社 運賃	第1種 身体・精神障がい者		知的障がい者(A)		第2種 身体・精神障がい者		知的障がい者 (B)	
	【割引対象】 普通乗車券・定期乗車券 回数乗車券・急行券 【割引率】50%割引(介護者含む) 【注意点】 一人で乗車するときは、片道の営業キロが100kmを超える場合に割引	【割引対象】 普通乗車券・定期乗車券 【割引率】50%割引 【注意点】 ・片道の営業キロが100kmを超える場合に割引 ・定期乗車券については、対象者12歳未満で介護者同伴の場合に割引						
	第1種 身体障がい者	知的障がい者 (A)	第2種 身体障がい者	知的障がい者 (B)	精神障がい者			
バス・ 旅客船等 運賃	【県内適用会社】一畑バス・松江市営バス・石見交通・日の丸自動車・町村営バス・隠岐海士バス・中国JRバス・一畑電鉄・隠岐汽船				【県内適用会社】 一畑バス・松江市営バス・石見交通(夜行高速バスを除く)・日の丸自動車			
	【割引対象】運賃(本人と介護者) 【割引率】50%			【割引対象】運賃(本人のみ) 【割引率】50%		【割引対象】 運賃(本人のみ) 【割引率】50%		
航空運賃	対象者、割引等については、各航空会社へお問合せください。							
タクシー	【割引率】10%(10円未満切捨て)				タクシー事業者へお問合せください			
益田市 乗合 タクシー	【割引率】50%							

有料道路の通行料金割引

対象者	障がいをもつ方が本人が運転される場合	身体障害者手帳を所持する全ての方が対象となります。
	障がいをもつ方以外が運転され、ご本人が同乗される場合	身体障害者手帳第1種障がいをもつ方、療育手帳A判定を有する方が対象となります。
事業内容	高速道路など有料道路の通行料金の割引(所定の料金の50%)	
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120 ※ETC システム利用限定で、オンライン申請が可能です。詳しくは、申請受付サイトをご確認ください。(https://www.expressway-discount.jp/)	
申請手順	①申請書を提出する。(要：車検証、各障がい者手帳) ②有効期限を記載したシールを、手帳に貼付する。 ③有料道路利用の際、料金所で手帳を提示して割引を受ける。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ETCシステムをご利用の方は、別途手続きが必要です。※オンライン申請可 ETCを無線通行(ノンストップ走行)でご利用になる場合は、車両登録が必要となります。(車検証、障がい者本人名義のETCカード、ETC車載器の管理番号) 車両、ETCカードおよびETC車載器を変更したときは変更届が必要です。 ETCシステム利用の有無に関わらず、有効期限の2カ月前から更新申請を受付けます。更新を希望される場合は、お手続きください。なお、市から更新のご案内は行っておりませんので、ご承知おきください。 ※ETC割引に関するお問合せ：有料道路ETC割引登録係：☎045-477-1233	

タクシー券等助成事業

	市内在住の在宅者で、次のいずれかに該当される方			
対象者	対象者		交付枚数	
	障害者手帳	身体障害者手帳 1級または 2級 (※)	500円×24枚 (12,000円)	
		療育手帳 A 判定	500円×24枚 (12,000円)	
		精神障害者保健福祉手帳 1級	500円×24枚 (12,000円)	
	特別障害者手当受給者		500円×24枚 (12,000円)	
※視覚障がい 1, 2級の方は 36枚 (18,000円分) を交付 ※障がいを有する本人が同乗しない場合は使用できません。				
事業内容	社会参加または通院等のためにタクシーを利用する際の利用料金の一部を助成します。			
申請窓口	市障がい者福祉課： ☎ 31-0251 Fax31-8120			
申請手順	①申請書を市公式ウェブサイトからダウンロード、または窓口で受け取る。 ②申請書を提出する。(確認のため、障害者手帳をご持参ください。) ③タクシー券の交付を受け、乗車時に利用する。 ※対象者やその親族に代わり申請をされる方は、身分証明書も併せてご持参ください。 ※障害の程度が変更となった場合はお申し出ください。			
利用者負担	タクシー券の金額を超える料金は自己負担			
備考	<利用できるタクシー会社等・電話番号>			
	介護タクシーひまわり	32-1010	第一交通	22-1400
	やまね介護タクシー	25-7888	日本交通タクシー	22-1370
	まる介護タクシー	080-2890-1304	介護タクシーすまいる	22-8550
	ポイント介護タクシー	0120-87-8343	介護タクシー秋桜	25-1605
	匹見タクシー	090-3378-5786	さんくろー	27-2350
	ケア輸送サービス デカケル	080-1551-7496	益田タクシー	22-8181
	介護タクシー孝	090-8972-5647		
※申請開始日は、当該年度の 4月からです。 ※申請書は市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。右の QR コードからアクセスしてください。				



人工透析患者通院交通費助成

対象者	身体障害者手帳のじん臓機能障がい1級に該当し、通院により血液透析を受けている方																								
事業内容	<p>血液透析のため通院される方に対し、その交通費を助成します。助成額は以下のとおりです。</p> <p>助成額：自宅から通院する医療機関までの片道分の距離（基準額）×通院日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>片道</th> <th>基準額</th> <th>片道</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2km 未満</td> <td>80 円</td> <td>15～20km</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>2～5km</td> <td>200 円</td> <td>20～25km</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>5～7km</td> <td>280 円</td> <td>25～30km</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>7～10km</td> <td>400 円</td> <td>30km 以上</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>10～15km</td> <td>600 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※バスで通院されている方については、往復バス運賃（身体障害者手帳割引による割引適用前の額）の1/4を助成します。</p>	片道	基準額	片道	基準額	2km 未満	80 円	15～20km	800 円	2～5km	200 円	20～25km	1,000 円	5～7km	280 円	25～30km	1,200 円	7～10km	400 円	30km 以上	1,600 円	10～15km	600 円		
片道	基準額	片道	基準額																						
2km 未満	80 円	15～20km	800 円																						
2～5km	200 円	20～25km	1,000 円																						
5～7km	280 円	25～30km	1,200 円																						
7～10km	400 円	30km 以上	1,600 円																						
10～15km	600 円																								
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120																								
申請手順	<p>①申請書を提出する。（要：通帳等、口座番号がわかるもの）</p> <p>②病院が発行する通院証明書を添付し、市へ請求書を提出する。</p> <p>③市で申請内容を確認し、届出口座に当該金額を入金する。</p>																								
備考	助成申請の受付期限は、翌年度の4月末です。																								

NHK放送受信料の減免

対象者	全額減免	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方が世帯構成員であり、かつ、市民税非課税世帯である場合					
	半額減免	<p>下記に該当する方が世帯主で、NHK放送受信契約者の場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳</td> <td>視覚・聴覚障がいに該当する方 障害等級が1級または2級</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>療育手帳 A</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>精神障害者保健福祉手帳 1 級</td> </tr> </tbody> </table>	身体障害者手帳	視覚・聴覚障がいに該当する方 障害等級が1級または2級	療育手帳	療育手帳 A	精神障害者保健福祉手帳
身体障害者手帳	視覚・聴覚障がいに該当する方 障害等級が1級または2級						
療育手帳	療育手帳 A						
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳 1 級						
事業内容	NHK 放送受信料の全額、または半額が免除となります。						
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120						
申請手順	<p>①申請書を提出する。（要：印鑑）</p> <p>②該当要件について確認し、該当する場合、証明証を交付します。</p> <p>③証明証を付した申請書を、対象者本人がNHK松江放送局に提出する。</p>						
備考	<p>※NHK 放送受信料免除基準でいう「世帯」とは、「住居・生計を同じくする者の集まり」を指します。</p> <p>※お問合せ：NHK 松江放送局営業部 ☎0852-32-0702</p>						

補装具の給付

対象者	身体障害者手帳を所持する方、対象となる難病疾患を有する方													
事業内容	<p>身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする下記の用具の購入または修理の費用を助成します。 用具ごとに助成の対象となる基準額や耐用年数が設けられています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補装具の種類</th> <th>障がい種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい者用安全杖、義眼、めがね</td> <td>視覚障がいを有する方</td> </tr> <tr> <td>補聴器、人工内耳(音声信号処理装置の修理に限る)</td> <td>聴覚障がいを有する方</td> </tr> <tr> <td>義肢(義手、義足)、装具、車いす、姿勢保持装置、電動車いす、歩行器、歩行補助杖、車載用姿勢保持装置</td> <td>肢体不自由等の障がいを有する方</td> </tr> <tr> <td>起立保持具、排便補助具</td> <td>肢体不自由等の障がいを有する方で、年齢が18歳未満の方</td> </tr> <tr> <td>重度障がい者用意思伝達装置</td> <td>両上下肢機能障がいおよび音声言語機能障がいを有する方</td> </tr> </tbody> </table>		補装具の種類	障がい種別	視覚障がい者用安全杖、義眼、めがね	視覚障がいを有する方	補聴器、人工内耳(音声信号処理装置の修理に限る)	聴覚障がいを有する方	義肢(義手、義足)、装具、車いす、姿勢保持装置、電動車いす、歩行器、歩行補助杖、車載用姿勢保持装置	肢体不自由等の障がいを有する方	起立保持具、排便補助具	肢体不自由等の障がいを有する方で、年齢が18歳未満の方	重度障がい者用意思伝達装置	両上下肢機能障がいおよび音声言語機能障がいを有する方
	補装具の種類	障がい種別												
	視覚障がい者用安全杖、義眼、めがね	視覚障がいを有する方												
	補聴器、人工内耳(音声信号処理装置の修理に限る)	聴覚障がいを有する方												
	義肢(義手、義足)、装具、車いす、姿勢保持装置、電動車いす、歩行器、歩行補助杖、車載用姿勢保持装置	肢体不自由等の障がいを有する方												
	起立保持具、排便補助具	肢体不自由等の障がいを有する方で、年齢が18歳未満の方												
重度障がい者用意思伝達装置	両上下肢機能障がいおよび音声言語機能障がいを有する方													
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120													
申請手順	<p>①申請書を提出する。(身体障害者手帳、マイナンバー、本人確認書類等) ②給付判定：処方内容、支給可否について判定します。 ③支給決定：市から決定通知を送付します。 ④適合判定：製作完了後の補装具について判定します。 ⑤製品を受領します。 ※購入後の助成はできません。事前にご相談ください。 ※補装具の種類によって支給要件や必要書類、受領までの流れが異なります。</p>													
利用者負担	<p>原則、費用の1割負担 ただし、世帯の収入に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。</p>													
備考	<p>・耐用年数の間は、特別な事情がない限り、同一補装具の新規購入の助成はできません。故障等の場合は、修理での対応となります。 ・介護保険法に規定する「要支援者」「要介護者」の方は、介護保険の適用による福祉機器貸与が優先されます。特別な事情がない場合は、同じ品目の補装具の給付を受けることはできません。 ・購入することが原則ですが、障害者総合支援法において、「借受けによることが適当である場合」に限り、借受けでの給付が認められます。なお、借受けの対象となる種目については、①義肢、装具、座位保持装具の完成用部品②重度障がい者用意思伝達装置の本体③歩行器④座位保持いすが規定されています。</p>													

難聴児補聴器の給付

対象者	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児(満 18 歳に満たない者)																	
事業内容	<p>補聴器の購入または修理の費用の一部を助成します。 なお、助成の対象となる基準額や耐用年数が設けられています。</p> <table border="1" data-bbox="363 450 1315 848"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="363 450 879 512">補聴器の種類</th> <th data-bbox="952 450 1315 512">補助援助システムの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 512 624 584">ポケット型</td> <td data-bbox="624 512 879 584">ポケット型</td> <td data-bbox="952 512 1315 584">受信機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 584 624 685">耳あな型 (レディメイド)</td> <td data-bbox="624 584 879 685">耳あな型 (レディメイド)</td> <td data-bbox="952 584 1315 685">ワイヤレスマイク (充電池を含む。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 685 624 779">骨導式ポケット型</td> <td data-bbox="624 685 879 779">骨導式ポケット型</td> <td data-bbox="952 685 1315 779">オーディオシュー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 779 624 848">イヤーマールド</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			補聴器の種類		補助援助システムの種類	ポケット型	ポケット型	受信機	耳あな型 (レディメイド)	耳あな型 (レディメイド)	ワイヤレスマイク (充電池を含む。)	骨導式ポケット型	骨導式ポケット型	オーディオシュー	イヤーマールド		
補聴器の種類		補助援助システムの種類																
ポケット型	ポケット型	受信機																
耳あな型 (レディメイド)	耳あな型 (レディメイド)	ワイヤレスマイク (充電池を含む。)																
骨導式ポケット型	骨導式ポケット型	オーディオシュー																
イヤーマールド																		
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120																	
申請手順	<p>①申請書、意見書を提出する。(要：本人確認書類 等) ②補聴器の必要性を判定します。 ③納入業者の選考を行います。 ④補装具が給付されます。 ※<u>購入後の助成はできません。</u>事前にご相談ください。</p>																	
利用者負担	補聴器の給付に要する費用(当該費用が基準額を超える場合は、当該基準額)の3分の1																	

日常生活用具の給付

対象者	障がい者手帳を所持する方、対象となる難病疾患を有する方				
事業内容	障がいのある方に対して、日常生活が円滑に行われるようにするための下記用具の購入費用を、助成します。 なお、用具ごとに助成の対象となる障がいの条件や助成の上限額、耐用年数が設けられています。				
	特殊寝台	特殊マット	特殊尿器	入浴担架	体位変換器
	移動用リフト	訓練用いす	訓練用ベッド	入浴補助用具	便器
	特殊便器	移動・移乗支援用具	T字状つえ	棒状つえ	頭部保護帽
	火災警報器	自動消火器	電磁調理器	歩行時間延長信号機用小型送信機	聴覚障がい者屋内信号装置
	透析液加温器	ネブライザー	電気式たん吸引器	酸素ボンベ運搬車	視覚障がい者用体温計
	視覚障がい者用体重計	携帯用会話補助装置	情報・通信支援用具	点字ディスプレイ	点字器
	点字タイプライター	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者用時計
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者用情報受信装置	人工喉頭	人工内耳	ストマ用具
	紙オムツ	集尿器	居宅生活動作補助用具		
申請窓口	市障がい者福祉課： ☎ 31-0251 Fax31-8120				
申請手順	①申請書を提出する。(要：身体障害者手帳等) ②日常生活用具の必要性を判定します。 ③用具、納入業者の選考を行います。 ④日常生活用具が給付されます。 ※ <u>購入後の助成はできません。</u> 事前にご相談ください。 ※給付の流れの詳細については、別途資料をご参照ください。				
利用者負担	原則、費用の1割負担 ただし、世帯の収入に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。				
備考	・用具の耐用年数期間内は、特別な事情がない限り、同一用具の新規購入の助成はできません。 ・介護保険法に規定する「要支援者」「要介護者」の方は、介護保険の適用による福祉機器貸与が優先されます。特別な事情がない場合は、同じ品目の日常生活用具の給付を受けることはできません。				

自立支援医療（精神通院医療）

対象者	精神疾患による通院治療を継続して受ける必要がある方
事業内容	通院治療費の自己負担を軽減します。
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120
申請手順	①申請書を提出する。 （マイナンバー、保険資格が確認できるもの）、診断書（指定様式）、本人確認書類等） ②島根県が審査・認定します。認定後、受給者証が交付されます。 ※原則、対象医療を受ける前に申請が必要です。 ※手続き内容によっては、印鑑が必要な場合がありますので、申請時にご確認ください。
利用者負担	原則、医療費の1割負担 ただし、世帯の収入に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。
備考	・都道府県知事から精神通院医療の指定医療機関としての指定を受けた医療機関での医療に限ります。 ・有効期限の3カ月前から更新申請ができますので、更新を希望される場合は、期限内に手続きをお願いします。なお、 <u>市から更新のご案内は行っておりません</u> ので、ご承知おきください。

自立支援医療（更生医療）

対象者	身体障害者手帳を所持している方	
事業内容	下記のような「障がいを軽くしたり、除去したりする医療」を受ける場合に、医療費の自己負担を軽減します。	
対象となる障がい・医療の例	<障がい別給付対象医療の例>	
	障がい区分	医療内容の例
	視覚障がい	角膜移植術等
	聴覚障がい	外耳道形成術、人工内耳等
	言語機能障がい	上(下)顎骨形成術、歯科矯正治療等
	肢体不自由	人工関節置換術、骨切術等
	心臓機能障がい	バイパス術、弁形成・置換術、ペースメーカー埋込術等（内科的治療のみは除く）
	腎臓機能障がい	人工透析、腎移植術等
	小腸機能障がい	中心静脈栄養法等
	肝臓機能障がい	肝移植術等
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120	
申請手順	①申請書を提出する。（マイナンバー、保険資格が確認できるもの、指定医療機関からの意見書（指定様式）、医療費概算書（指定様式）、本人確認書類等） ②医療の必要性の判定を、島根県に依頼します。 ③県の判定後、給付決定されます※原則、対象医療を受ける前に申請が必要です。	
利用者負担	原則、医療費の1割負担 ただし、世帯の収入に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。	
備考	都道府県知事から「更生医療の指定医療機関としての指定を受けた医療機関」での医療に限ります。	

自立支援医療（育成医療）

事業内容	身体に障がいを有し、生活の能力を得るために必要な医療を受ける児童（満 18 歳に満たない者）について、医療費の自己負担を軽減します。
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120
申請手順	①申請書を提出する。（マイナンバー、保険資格が確認できるもの、指定医療機関からの意見書(指定様式)、本人確認書類 等) ②医療の必要性を判定し、育成医療の給付決定を行います。 ※原則、対象医療を受ける前に申請が必要です。
利用者負担	原則、医療費の 1 割負担 ただし、世帯の収入に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。
備考	・都道府県知事から、「育成医療の指定医療機関として指定を受けている医療機関」での医療に限ります。 ・1 年決定の方については、有効期限の 3 カ月前から更新申請ができます。更新を希望される場合は、期限内に手続きをお願いします。なお、 <u>市から更新のご案内は行っておりません</u> ので、ご承知おきください。

精神障害者通院医療費助成

対象者	益田市民であって自立支援医療(精神通院医療)受給者のうち、その所得区分が B1 または B2 に該当する方(福祉医療受給者を除く。)
事業内容	月の自己負担支払額が、自立支援医療（精神通院医療）負担上限月額の 1/2 を越えた場合に、その超過額を償還払いします。
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120
申請手順	①申請・請求書を提出。（要：自立支援医療（精神通院医療）受給者証、口座番号がわかるもの、支払後の自己負担上限額管理票または領収書） ②助成対象資格確認後、助成額を入金する。
備考	助成申請の受付期限は、翌年度の 4 月末です。

福祉医療費助成制度

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上で3カ月以上寝たきりの方（対象期間1年） ●身体障害者手帳1級または2級の方 ●身体障害者手帳3級または4級で、知的障がいのある方 ●療育手帳Aの方 ●精神障害者保健福祉手帳1級の方 ●精神障害者保健福祉手帳2級で、身体障害者手帳3級または4級の方 ●精神障害者保健福祉手帳2級で、知的障がいのある方 ●18歳未満または高校3学年終了までの児童を養育する配偶者のない方及びその児童
事業内容	保険診療の医療費を助成します。
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120
申請手順	<p>①申請書を提出する。（要：障害者手帳（所持者のみ）、保険資格が確認できるもの等）</p> <p>②資格審査後、福祉医療証（資格証）を交付します。</p>
利用者負担	原則、総医療費の1割負担 ただし、世帯の収入に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

後期高齢者医療の障がい認定

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金法などにおける障害年金1、2級を受給されている方 ●身体障害者手帳1級～3級、4級の一部を所持している方 ●精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している方 ●療育手帳A判定を所持している方 <p>※該当要件の詳細は、市保険課にお問合せください。</p>
事業内容	通常75歳から加入する後期高齢者医療を、65歳以上であれば加入できます。
申請窓口	市保険課：☎31-0215 Fax24-0180 申請には、マイナ保険証または資格確認書、個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）、障がいの程度がわかるもの（身体障害者手帳等）が必要です。
利用者負担	総医療費の1割、2割、3割負担（所得によって区分されます。） 所得に応じた保険料がかかります。

自動車改造費助成

対象者	身体障害者手帳を所持している方で、身体状況により、自ら所有し運転する自動車を改造する必要がある方。なお、所得制限があります。
事業の内容	障がい有者本人が、自動車を運転するために改造を必要とする場合に、その改造費用の一部を助成します。
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120
申請手順	以下の書類を窓口までご持参の上、申請書等の記入をお願いします。 ・運転免許証（写）※裏表両面 ・身体障害者手帳（写） ・改造費の見積書および領収書 ・改造部分の写真 ・振込口座の通帳
利用者負担	助成限度額 10 万円。10 万円を超過する費用は自己負担
備考	必ず事前にご相談ください。

運転免許証取得費助成

対象者	4 級以上の身体障害者手帳を所持している方
事業内容	自動車教習所や運転免許試験の費用を助成し、免許取得の経済的負担を軽減します。
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120
申請手順	①運転免許取得後、領収証を添付して申請する。 ②運転免許取得に際し、他の助成を受けていないか確認する。 ③全費用の 2/3 を助成する。（限度額：10 万円）
備考	その他の提出書類：運転免許証の写し

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

対象者	聴覚障がい有者等であって、手話または要約筆記による支援を必要とする方
事業内容	聴覚障がい等のため意思疎通を図ることが困難な方に対し、市に登録している手話奉仕員または要約筆記奉仕員を派遣し、手話または要約筆記による意思疎通支援を行います。
申請窓口	あゆみの里：Fax31-5102
申請手順	①障害者福祉センターあゆみの里に利用を申請する。（事前申込が必要です。） ②双方が協議・調整の上、登録手話奉仕員または登録要約筆記奉仕員を必要な現場に派遣する。
利用者負担	なし

緊急時手話通訳者・要約筆記者派遣事業

対象者	聴覚障がい等を有する方であって、手話または要約筆記による支援を必要とする方
事業内容	緊急時の119番通報の際に、聴覚障がい等のため、意思疎通を図ることが困難な方に対し、市に登録している手話通訳者または要約筆記者・奉仕員を派遣し、手話または要約筆記による意思疎通支援を行います。
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120
利用者負担	なし

点字・声の広報発行事業

対象者	視覚障がいを有する方で、点字・音声による広報を必要とする方
事業内容	視覚障がいのため市の広報を読むことができない方に対し、点字や音声に変換した広報を配布します。
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120
申請手順	①市障がい者福祉課へ利用希望を連絡する。 ②西部視聴覚障害者情報センターから、点訳・音訳版広報が郵送される。
利用者負担	なし

視覚障がい者生活訓練

対象者	視覚障がいを有する方
事業内容	視覚障がいのために歩行や日常生活に不安がある方に対し、歩行訓練士などを派遣し、訓練を実施します。その他、日常の生活訓練（調理や掃除、洗濯などの家事等）や、日常生活用具の使い方などの訓練を受けることも可能です。
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 島根県西部視聴覚障害者情報センター：☎0855-24-9334
申請手順	①市障がい者福祉課または島根県西部視聴覚障害者情報センターに相談する。 ②訓練の必要性や訓練内容を検討・確認し、訓練士などを派遣する。
利用者負担	なし

障害基礎年金・障害厚生年金等

<p>対象者</p>	<p>●障害基礎年金 国民年金に加入している間、または 20 歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは 60 歳以上 65 歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日（障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1 級・2 級）による障がいの状態にあるときは障害基礎年金が支給されます。</p> <p>●障害厚生年金 厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の 1 級または 2 級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障がいの状態が 2 級に該当しない軽い程度の障がいのときは 3 級の障害厚生年金が支給されます。なお、初診日から 5 年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。</p> <p>※詳しくは、申請窓口にお問い合わせください。</p>
<p>申請窓口 (詳細問合せ)</p>	<p>市保険課 ☎31-0216 Fax24-0180 浜田年金事務所 ☎0855-22-0670 Fax0855-23-0442</p>

心身障害者扶養共済制度

<p>事業内容</p>	<p>障がい者を有する方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がい者を有する方に終身一定額の年金を支給する制度です。</p>
<p>対象となる 方の範囲</p>	<p>●身体障害者手帳 1～3 級 ●療育手帳 A・B ●その他：精神または身体に永続的な障がい者を有する方で、その障がいの程度が上記と同程度を認められる方</p>
<p>申請窓口</p>	<p>・島根県障がい福祉課 ☎0852-22-6686 Fax0852-22-6687</p>
<p>申請手順</p>	<p>①申請(新規加入)手続きをする。 (申込書、障がい者手帳等の障がいの種類や程度を証明するもの、住民票 等) ②県において審査後、加入</p>
<p>備考</p>	<p>実施主体：島根県 ※市は、申請を受付け島根県に書類一式を進達します。申請書等については島根県に確認してください。</p>

特別障害者手当・障害児福祉手当

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象者	在宅で生活し、著しく重度の障がいをもつため、日常生活で常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方	在宅で生活し、重度の障がいをもつため、日常生活で常時介護を必要とする 20 歳未満の方
対象となる障がい	肢体障がい、心臓障がい、腎臓障がい、呼吸器障がい、精神障がい等	
事業内容	支給額：30,450 円（月額）	支給額：16,560 円（月額）
	対象者に手当を支給します。 ※所得制限があります。 ※支給額は物価スライドにより改定される場合があります。	
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120	
申請手順	①申請書提出（マイナンバー、診断書（指定様式）、本人の口座番号および年金額のわかるもの、本人確認書類 等） ②手当支給該当の可否を審査 ③手当支給（振込は 2 月、5 月、8 月、11 月）	
備考	施設（有料老人ホーム等は除く）へ入所している場合、病院等に継続して 3 カ月以上入院している場合は、支給されません。	施設入所している場合、または障がいを事由とする年金を受給している場合は、支給されません。

特別児童扶養手当

対象者	重度（1 級）または中度（2 級）の障がいのある児童（20 歳未満）を監護・養育している父か母、または養育者の方	
対象となる障がい	心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液等の内部疾患、精神障がい等	
事業内容	1 級 支給額：58,450 円（月額）	2 級 支給額：38,930 円（月額）
	対象者に手当を支給します。 ※所得制限があります。 ※支給額は物価スライドにより改定される場合があります。	
申請窓口	市障がい者福祉課：☎31-0251 Fax31-8120	
申請手順	①申請書提出（要：マイナンバー、診断書（指定様式）、本人の口座番号がわかるもの、本人と対象障がい児の戸籍謄本または抄本、本人確認書類 等） ②手当支給に該当する状態の可否を島根県において審査 ③島根県より手当の支給（入金は 4 月、8 月、11 月）	
備考	対象児童が施設入所している場合や、対象児童が障がいを事由とする年金を受給している場合は、支給されません。	

携帯電話料金の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方
事業内容 申請窓口等	携帯電話料金が割引になります。 なお、携帯電話サービス会社およびサービス内容により割引率等が異なりますので、詳細は各携帯電話会社（取扱店）にお問合せください。

電話番号案内について

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方
事業内容 申請窓口等	電話番号案内料金が無料になります。ご利用を希望される場合は、ご契約の電話会社、携帯電話会社にお問合せください。

郵便料金の減免について

対象郵便物	①点字郵便物、②点字用紙および盲人用録音郵便物、③盲人用点字小包郵便物、④聴覚障がい者用小包郵便物（聴覚障がい者用ビデオテープ）
内容等	①②は無料、③④は半額。なお、②④は、指定盲人または指定聴覚障がい者福祉施設が受発注するものに限ります。
お問合せ先	詳細は最寄りの郵便局にお問合せください。

島根県立図書館（松江市）の郵送等貸出サービス

対象者	島根県内にお住まいで、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
利用方法 申請手順	①利用登録を行う（電子申請での申込みも可。QRコードを読み取ってください） ②希望の資料（10点まで）を郵便、電話、ファクシミリ、電子メール、オンラインのいずれかで図書館に連絡する ③図書館から資料が自宅に届く（貸出期間 30 日間） ④郵便小包または宅配便で返却する（返却にかかる送料は利用者負担）
その他のサービス	島根県内にお住まいで、視覚に障がいのある方、本を持ったりページをめくることが難しい方へのサービス（デイジー図書ダウンロードサービス）も行っています。詳しくは、島根県立図書館へお問合せください。
お問合せ先	島根県立図書館（松江市内中原町 52 番） ☎0852-22-5748 Fax0852-22-5728 mail library@pref.shimane.lg.jp



島根県立図書館について、詳しくは左側の QR コードを読み取ってください

参考 各種施設利用の割引について

各種施設（公共施設、スポーツ施設、娯楽レジャー施設等）をご利用になる際、障がい者手帳を提示することで、利用料や入場料が減免・免除されることがあります。詳しくは、各施設にお問合せください

